

熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第3項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し、その設備を維持管理して発電する事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、発電出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の発電出力の合計が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 生活環境等 生活環境、景観、自然環境及び生態系をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 規則で定める範囲内に居住する者

イ 規則で定める範囲内に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

ウ 事業区域が存する自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）及び太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体（以下「自治会等」という。）

エ 太陽光発電事業により一定の影響を受ける者として規則で定めるもの

(8) 設置工事 太陽光発電設備の設置に係る工事（当該設備を設置するために行う竹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例等を遵守し、災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全に十分配慮するものとし、地域住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、事業区域を適正に管理しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例で定める手続の実施について協力するよう努めなければならない。

（抑制区域）

第7条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と

認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。

2 前項の抑制区域は、規則で定めるものとする。

(事業計画標識の設置)

第8条 事業者は、地域住民等に太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の周知を図るため、次条に規定する事前協議を行う日の30日以上前から第15条第2項の規定による通知を受ける日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事前協議等)

第9条 事業者は、第13条第1項の規定による届出をしようとするときは、当該届出を行う日の60日前までに、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 事業者は、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、第13条第1項の規定による届出までに、当該事業に関する協定を市長と締結しなければならない。

(地域住民等への説明会の開催)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による標識の設置後、当該事業区域の地域住民等に対して事業計画を周知するため、規則で定めるところにより、速やかに説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、開催日時及び場所を、説明会を開催する日の30日前までに、市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定は、第13条第3項の規定による説明会の開催について準用する。

(意見の申出)

第11条 地域住民等は、前条第1項及び第13条第3項の規定による説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を速やかに市長に報告しなければならない。

(地域住民等との協議等)

第12条 事業者は、前条第1項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした地域住民等と協議をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 自治会等は、災害の防止又は生活環境等の保全を図るため、必要に応じ、事業者に協定の締結を求めることができる。

(事業計画の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により事業計画を届け出た事業者は、当該事業計画を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、規

則で定めるところにより、変更後の事業計画を速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による変更の届出をした事業者は、説明会の開催により、地域住民等にその変更事項を周知しなければならない。

4 市長は、届出のあった事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(適正な設置)

第14条 事業者は、太陽光発電設備について規則で定めるところにより適正な設置をしなければならない。

(工事完了の届出)

第15条 第13条第1項又は第2項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項の規定による措置が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第17条 事業者から太陽光発電事業を譲り受けた者は、当該事業者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して10日以内に市長に届け出なければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第18条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合に限り、当該土地所有者等を事業者とみなして、第16条、次条及び第21条から第25条までの規定を適用する。

(適正な維持管理)

第19条 事業者は、事業計画に従い、規則で定めるところにより、適正な維持管理をしなければならない。

(標識の設置)

第20条 事業者は、設置工事に着手する日から太陽光発電設備を撤去する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の標識を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により標識を設置したとき、又は前項の規定により標識の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第 2 1 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第 2 2 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告等)

第 2 3 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当な期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第 3 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(2) 第 9 条第 3 項及び第 1 2 条第 3 項の規定による協定を遵守しなかったとき。

(3) 第 9 条第 3 項の規定による協定の締結前に、設置工事に着手したとき。

(4) 第 1 0 条第 1 項及び第 1 3 条第 3 項の規定による説明会を開催しなかったとき。

(5) 第 1 3 条第 1 項又は第 2 項及び第 1 5 条第 1 項の規定による届

出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(6) 第16条第1項又は第3項及び第17条第2項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(7) 第16条第2項の規定による措置を講じなかったとき。

(8) 第19条の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(9) 第20条第1項又は第2項の規定による標識を設置せず、又は虚偽の設置をしたとき、及び同条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

(10) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(11) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(12) 前項の指導に正当な理由なく従わなかったとき。

3 第1項に規定する指導又は前項に規定する勧告を受けた事業者は、規則で定めるところにより、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ公表の対象となる事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第 25 条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告することができる。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に太陽光発電設備を設置している事業者又は設置工事に着手している事業者については、第 7 条から第 15 条まで、第 20 条並びに第 23 条第 2 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日から 30 日を経過する日までの間に、設置工事に着手しようとする事業者に係るこの条例の適用については、第 13 条第 1 項中「設置工事に着手する日の 30 日前までに」とあるのは「速やかに」とする。